

太陽光発電設備による売電収入の確定申告について

H24.7月より全量買取制度がスタートし、太陽光発電への関心が高まっています。所得税においては、全量売電か余剰売電か、更に設置状況によって所得区分が違い、グリーン投資税制の特別償却・税額控除については事業所得のみ（事業所得の付随収入の場合は事業用割合にて按分）にしか適用がないため注意が必要です。

1. 所得区分

○ 余剰売電の場合

- ① 給与所得者、個人事業者又は不動産賃貸業を営む個人が、自宅に太陽光発電設備を設置し、家事用資産として使用し、その余剰電力を売却した場合のその売却収入 … **雑所得**
- ② 個人事業者が、自宅兼店舗に設置した太陽光発電設備による余剰電力を売却した場合のその売却収入 … **事業所得の付随収入**
- ③ 不動産賃貸業を営む個人が、賃貸アパートの屋上に設置した太陽光発電設備により発電された電力を賃貸アパートの共用部分に使用し、余剰電力を売却した場合の売却収入 … **不動産所得**

○ 全量売電の場合

- ① 給与所得者、個人事業者又は不動産賃貸業を営む個人が、自宅に設置した太陽光発電設備による全量売電の収入 … **事業所得**又は**雑所得**（当該業務が**社会通念上事業**※として認められるか否かにより判断）
- ② 個人事業者が、自宅兼店舗に設置した太陽光発電設備による全量売電の収入 … **事業所得の付随収入**
- ③ 不動産賃貸業を営む個人が、賃貸アパートの屋上に設置した太陽光発電設備による全量売電の収入 … **事業所得**又は**雑所得**（当該業務が**社会通念上事業**※として認められるか否かにより判断）

※社会通念上の事業の要件：50kw以上の太陽光発電設備を設置して主任技術者を選任する

2. 太陽光発電設備の国庫補助金収入

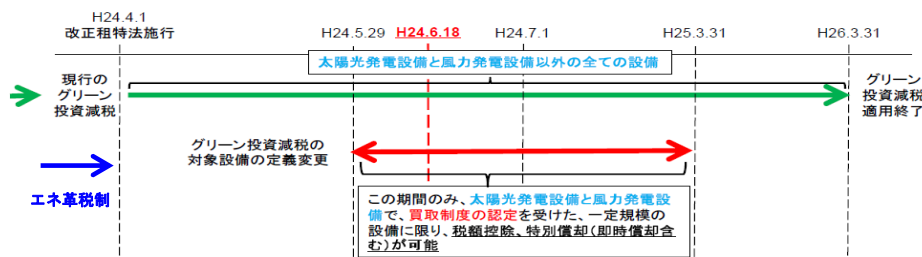
各種所得金額の計算上、総収入金額不算入の適用を受ける場合、確定申告書にその旨及び総収入金額に算入されない金額等を記載することが要件となります（所法 42 条 3 項）。太陽光発電設備に係る取得価額から交付された国庫補助金の額を控除した後の価額を基礎として減価償却費の額を計算することになります（所法 42 条 5 項、所令 90 条）。

3. グリーン投資税制について

青色申告書を提出する個人又は法人が、平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に、グリーン投資減税対象設備を取得し、かつ 1 年以内に事業の用に供した場合に、①対象設備の取得価額の 30%特別償却 又は②7%の税額控除(税額の 20%を限度・中小企業者等に限られる)の税制優遇が受けられる制度です。

「エネ革税制」が平成 24 年 3 月 31 日で廃止となり、即時償却については途切れていましたが、平成 24 年度の税制改正で、以下の要件を満たす場合、**取得価額の全額を即時償却**できるようになりました。

- 平成 24 年 5 月 29 日から平成 25 年 3 月 31 日までの期間内に
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 3 条 2 項に規定する認定発電設備を取得等し、
- その取得から 1 年以内に事業の用に供した場合



詳細は、資源エネルギー庁「グリーン投資減税」「エネ革税制」HP を参照してください。

グリーン投資減税 <http://www.enecho.meti.go.jp/greensite/green/green-outline.html>

エネ革税制 <http://www.enecho.meti.go.jp/enekakugreen.htm>